



令和5年6月14日

# 蒲刈中学校だより

発行：呉市立蒲刈中学校  
文責：校長 柿林 浩彦

第14号

## 大雨に備えて大切な確認です ～「警報発令」時の対応について～

山口県を除く中国地方4県は、平年に比べて8日早い5月29日に梅雨入りしました。本校では、学校だより第11号でお伝えしたとおり、出水期前に「地域の災害リスクを踏まえた防災教育」「小中合同避難訓練」及び「保護者への引き渡し訓練」を行っています。

さて、年度当初に「警報発令」時の対応についてのプリントを配付しています。今後、大雨警報などが発表される可能性が高いため、再度、次のことについてご確認ください。



### (1) 登校前に「気象警報」が発表された場合

- ①午前6時15分の時点で呉市に1つ以上警報が発表されていた場合は臨時休業とします。
- ②臨時休業のお知らせは、「すぐメール」でお知らせします。
- ③臨時休業決定後、学校から連絡することがある場合は、「すぐメール」や学校ホームページ等でお知らせします。

### (2) 授業中に「気象警報」が発表された場合

- ①校舎内で生徒の安全を守り、原則、予定されていた授業や給食を行います。
- ②下校時まで「気象警報」が解除された場合は、通常どおりの下校となります。
- ③下校時に「気象警報」が継続して発表されている場合は、原則、部活動を中止とし、早い時刻のスクールバスで下校します。徒歩の生徒も安全に留意し、下校します。
- ④通行止めや路線バスが運行されないなどの状況によっては、「緊急時の生徒引き渡しカード」に従って、保護者等によるお迎えを要請する可能性があります。

これらが基本的な対応となりますが、学校から保護者等へ連絡させていただく場合があると思いますので、「緊急時の生徒引き渡しカード」に記載している連絡先に連絡がつくようにしておいてください。生徒の安全を第一に考え、対応してまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和5年4月10日

保護者の皆様

呉市立蒲刈中学校  
校長 柿林 浩彦

#### 気象警報発表時における学校の対応について（重要）

随春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育に対しまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。  
さて、大雨や台風等に関する気象警報発表時においては、生徒の安全確保を考え、学校長の判断により、次のような対応を致します。ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 【気象警報発表時における学校の対応】

- 1 午前6時15分の時点で呉市に1つ以上警報が発表されていた場合は臨時休業とします。  
※ 警報が発表されているかどうかは、NHKのテレビ・ラジオ、気象庁ホームページで示されている地域「呉市」で確認してください。
- 2 臨時休業のお知らせは、「すぐメール」でお知らせします。
- 3 臨時休業決定後、学校から連絡することがある場合は、「すぐメール」や学校ホームページ等でお知らせします。

なお、登校後に天候が一変し、警報等が発表された場合は、状況に応じて対応し、生徒の安全確保に努めてまいります。

# いじめ撲滅キャンペーンを実施しています ～いじめは絶対に許しません～

本校では、「いじめ撲滅キャンペーン」に関する取組を行っています。これらの取組は、「生徒会が中心となり、全校生徒によるいじめ撲滅の一環として様々な取組を通して、いじめに対する問題意識を高めるとともに、いじめは絶対に許さないという心を育むこと」を目的に行います。

具体的には、次のような取組を実施・予定しています。

- (1) 「特別の教科 道徳」において、「公正・公平・社会正義」「友情・信頼」などの内容項目についての授業を行う。【6月2日(金)～9日(金)】
- (2) 「特別の教科 道徳」の時間を活用して、「いじめ撲滅の標語」を作成・投票・表彰を行う。  
【表彰 学校朝会6月19日(月)】
- (3) 「いじめ、体罰、セクハラ・パワハラアンケート」を実施する。  
1学期7月11日(火)～7月14日(金)、2学期11月30日(木)～12月7日(木)  
3学期2月13日(火)～2月20日(火)
- (4) 生徒会執行部が中心となり、「あいさつ運動」を行う。  
7月20日(木)、12月22日(金)、3月25日(月)  
いずれも7:20から小市の浜バス停付近、スクールバス降車場所で行う。
- (5) 「全校生徒によるあいさつ運動」を行う。【10月16日(月)～27日(金)】

平成25年に公布された「いじめ防止対策推進法」では、いじめの定義を「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。また、問題行動等調査（文部科学省）にも、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。」とあります。つまり、いじめを受けている立場に立って判断するということです。

学校でも会社でも、人間が集団で生活している社会では、何らかのトラブルは発生します。当然、本校においても人間関係のトラブルは生じます。その際には、生徒自らの行動や教職員の指導・支援などにより、トラブルの解決を図っています。時には、人間関係の修復に時間がかかることもあります。保護者の皆様との連携も図りながら解決し、いじめが起きにくい、いじめを早期発見・早期解決できる取組を推進してまいります。

昨年度の「いじめ、体罰、セクハラ・パワハラアンケート」からの調査から、本校のいじめの認知件数は0でした。しかし、「いじめはどの学校でも起こりうる。」ということをお忘れのないとともに、生徒達の縦（上級生・下級生との関係）と横（同級生との関係）の絆を大切にしたり、自己肯定感を高めたりすることによって、対人関係能力（ヒューマンスキル）を身に付けるよう取り組んでまいります。

